

新中央市場建設検討会開催要綱

(開催)

第1条 新中央市場の建設を推進するに当たり、学識経験者や市場関係者等から意見を聴取するため、「新中央市場建設検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(意見交換)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 新中央市場の建設計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 市場機能の強化に関すること。
- (3) 市場の活性化に関すること。
- (4) 賑わいに関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会の構成員は、24名以内とする。

2 検討会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市場関係者の代表者又は代表者が指名する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 検討会に構成員の互選により座長1名を置く。

2 座長は、検討会を進行する。

3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、原則非公開で行うこととする。ただし、市長が必要と認めるときは公開とすることができる。

2 検討会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、経済観光局中央卸売市場中央市場において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。